

一般国道373号改築工事（円光寺バイパス・兵庫県佐用郡上月町大字久崎地内から同県同郡同町大字上月地内まで）に関する事業認定理由

平成14年7月9日に兵庫県から申請のあった一般国道373号改築工事（円光寺バイパス・兵庫県佐用郡上月町大字久崎地内から同県同郡同町大字上月地内まで）（以下「本件事業」という。）に関する事業認定理由は、以下のとおりである。

1．土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条第1号に掲げる「道路法（昭和27年法律第180号）による道路」に該当するものに関する事業であるため、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。また、同号の要件に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条の規定に基づき定められた審査基準（以下「手続法審査基準」という。）である「収用適格事業であること」という要件を充足すると判断される。

2．土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業に係る一般国道の改築は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号）附則第3項の規定に基づく改築であり、起業者である兵庫県は、当該事業について、道路法第74条第2項の規定による認可に代わる補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条の規定に基づき負担金の交付決定を受けている。

また、兵庫県は、道路法第50条に基づき、補助率2分の1による国庫補助の交付決定を受け、残る2分の1の経費については県費として予算措置を講じていることから、起業者としての能力を十分有するものと考えられる。

以上により、兵庫県は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。また、同号の要件に係る手続法審査基準である「起業者が意思と能力を有すること」という要件を充足すると判断される。

3．土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、兵庫県佐用郡上月町大字久崎地内の町道和田廻り測線との接続点を起点とし、同町大字上月地内の町道下上月下線との接続点を終点とする延長約1,260mの区間について、道路構造令（昭和45年政令第320号）第3種第2級（平地部）の規格に基づき2車線の道路を建設する改築事業である。

本件事業の施行により得られる利益については、一般国道373号（以下「本路線」という。）の幅員狭小部及び連続して存在する屈曲箇所を改築し、あわせて自転車歩行者道を設置することで、本路線の交通事故発生の解消、車両及び歩行者等の安全で円滑な交通確保に相当の寄与が見込まれる。

一方、本件事業の施行により失われる利益については、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び兵庫県環境影響評価に関する条例（平成9年条例第6号）による環境影響評価の対象の事業となっていないことなどから、大気質、騒音等への影響は、軽微なものであると考えられる。

本件事業のルートは、次のイ・ロ・ハの3案を、以下のとおり比較した結果、ハを採用している。

イ 起点から現道を利用拡幅し、円光寺集落内の屈曲部をショートカットして北進し、現道の円光寺橋を通過した後、平瀬集落内の屈曲部を本路線の西側の山地を避けながらショートカットした上で、終点に至る延長約1,400mのルート

ロ 起点から一部現道を利用拡幅し、農道等を利用しながら円光寺集落を西側に避けて北進し、二級河川佐用川を新設橋梁で横過した後、平瀬集落西側の山地をトンネル構造物にて北進して、終点に至る延長約1,500mのルート

ハ 起点から現道を利用拡幅し、円光寺集落内の屈曲部をショートカットして北進し、二級河川佐用川を新設橋梁で横過した後、平瀬集落西側の山地をトンネル構造物にて北進して、終点に至る延長約1,200mのルート

これらのルートについて、地域の土地利用の状況を踏まえ、漬地面積及び移転・除却を要する支障物件の量的な多少及び実質的な生活等への影響の大小、工事施工の難易度、事業費等を検証し、社会的、技術的及び経済的な面から比較を行うと、イについては工事施工対策が必要となり地域住民に与える影響が大きく、さらに事業費が最も高額である、ロについては、漬地面積が最も多く、地域住民の生活道路としての利便性が減少するなど、地域住民に与える影響が大きいものに対し、ハについては、漬地面積が少なく、最も経済的であり、平面線形が良好で、生活道路としての利便性が減少しないことが認められる。

このことから、本件事業のルートであるハは、上記諸事情を総合的に比較検討した上で最も合理的なルートであることが認められる。

また、本件事業に係る起業地の範囲は、道路構造令等の規格に基づく必要最小限の範囲であると認められる。

で述べた得られる利益と で述べた失われる利益を、 で述べた事項をふまえて比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

また、同号の要件に係る手続法審査基準である「事業が公益性を有すること」、「当該土地がその事業の用に供されることによって得られるべき公共の利益が、当該土地がその事業の用に供されることによって失われる利益に優越すること」の各要件を充足すると判断される。

さらに、 で述べたように、起業地の範囲も本件事業の施行に必要な範囲に限定されていると認められることから、手続法審査基準である「収用し、又は使用しようとする土地が必要最小限であること」という要件を充足すると判断される。

4. 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業については、本路線が沿線地域の生活に欠くことができず、かつ、広域的な経

済活動を支える幹線道路であるにもかかわらず、歩道等が未設置である上、劣悪な平面線形及び冬期における路面の凍結等に起因した交通事故が多発していることなどにより、車両及び歩行者等の円滑な交通に大きな支障が生じていることなどから、早急に施行されるべき事業と認められ、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5. 結論

1. から 4. で述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件及び手続法審査基準の定める各要件を充足すると判断される。

以上により、兵庫県から申請のあった一般国道373号改築工事（円光寺バイパス・兵庫県佐用郡上月町大字久崎地内から同県同郡同町大字上月地内まで）について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。